

## 春日井市テレワーク環境提供事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染拡大の抑制、市内在住者又は在勤者の労働環境の提供及び新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている宿泊業や観光業に対する支援を行うため、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する施設を運営する事業者とする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に該当する市内の宿泊施設で、同法第3条第1項の許可を受けている施設であること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けるものを除く。）。
- (2) 愛知県新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」登録要領により、「安全・安心宣言施設」として登録されている施設であること。
- (3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行業又は旅行業者代理業を営むものが施設利用の手配を媒介することができる施設であること。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が次の各号の要件をいずれも満たした上で実施する労働環境提供事業として市長が認めたものとする。

- (1) 市内在住者又は市内在勤者を対象に、テレワークのための利用を目的として当該施設の客室を利用させること。

(2) 前号の客室利用にあたって、利用要件を1名1室とし、利用料金を1日1室税込4,000円以内で設定した上で、利用者に対し1日1室税込500円で提供すること。

(3) 利用させる客室には、無料Wi-Fi通信環境、デスクチェアセット等テレワークを行う上で必要な設備が整備されていること。

(補助金額)

第4条 補助金額は、前条第2号に掲げる利用料金と利用者負担金の差額とする。

(認定)

第5条 補助事業を実施しようとする者は、第3条に規定する事業の認定を受けるため、春日井市テレワーク環境提供事業認定申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、事業開始日の10日前までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、春日井市テレワーク環境提供事業認定通知書（第2号様式）又は春日井市テレワーク環境提供事業不認定通知書（第3号様式）により申請者に対し通知する。

(認定の取消し)

第6条 市長は、前条の認定を受けた事業の実態が、申請内容と著しく異なるものであることが判明したときは、当該認定を取り消すことができる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市テレワーク環境提供事業補助金交付申請書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、利用があった月の翌月の末日（その日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直前の休日でない日）までに提出しなければならない。

(1) 春日井市テレワーク環境提供事業実績報告書（第5号様式）

(2) 春日井市テレワーク環境提供事業利用申込書（第6号様式）

(3) 利用者に交付した請求書及び領収書控の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは春日井市テレワーク環境提供事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付決定通知を受けた申請者から請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において報告書の提出を命じ、又は実地において検査することができる。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第6条の規定により認定が取り消されたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和4年4月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。